

都市産業常任委員会

平成25年12月17日

葛城市議会

都 市 産 業 常 任 委 員 会

1. 開会及び閉会 平成25年12月17日（火） 午前9時29分 開会
午前10時58分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 西 井 覚
副委員長 岡 本 吉 司
委 員 西 川 朗
" 増 田 順 弘
" 下 村 正 樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 西 川 弥三郎
議 員 吉 武 昭 博
" 内 野 悦 子
" 朝 岡 佐一郎
" 吉 村 優 子
" 阿 古 和 彦
" 赤 井 佐太郎
" 白 石 栄 一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 山 下 和 弥
副 市 長 杉 岡 富美雄
産業観光部長 河 合 良 則
商工観光課長 岸 本 俊 博
農林課長 池 原 博 文
" 主査 堀 川 雅 樹
都市整備部長 矢 間 孝 司
都市整備部理事 中 裕 晃
建設課長 石 田 勝 則
" 主幹 木 村 喜 哉
" 補佐 竹 本 淳 逸

〃	松 本 秀 樹
都市計画課長	松 村 吉 章
上下水道部長	吉 川 正 隆
下水道課長	青 木 若 次
〃 主幹	西 川 良 嗣
水道課長	川 松 照 武
〃 補佐	西 口 昌 治
〃 補佐	福 森 伸 好

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	西 川 雅 大
〃	新 澤 明 子

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第55号	葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
議第58号	平成25年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
議第61号	平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
議第63号	平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）の議決 について
議第64号	平成25年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
請願第1号	（仮称）道の駅かつらぎ整備促進に関する請願について

開 会 午前9時29分

西井委員長 ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しておりますので、これより都市産業常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。会期中、皆さん方大変お忙しいところ、全員参加いただきましてありがとうございます。本日、理事者から出ている付託された議案を慎重に審議してもらいたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

委員外議員の出席があります。朝岡議員、白石議員、赤井議員、内野議員、吉村議員、吉武議員、阿古議員でございます。

一般傍聴の申し出が4名あります。お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第55号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につきまして、提案者の内容説明を求めます。

矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 おはようございます。都市整備部の矢間でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議第55号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてのご説明を申し上げます。

本件につき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成25年7月3日に交付されたことに伴い、引用条文を改正するものでございます。改正内容といたしましては、市営住宅への単身入居資格について、事実婚を含む配偶者からの暴力の被害者に加え、生活の本拠をともしする交際相手からの暴力の被害者についても入居資格の対象とするものでございます。

それでは、条文に照らしまして、個々改正内容をお手元にお配りしております新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。まず、2ページをごらんください。この表の左側が改正前、すなわち旧でございます。そして右側が改正後、新となっております。赤色のアンダーラインの部分につきましては改正部分を示しております。

それでは、2ページをご説明します。葛城市営住宅条例第6条第1号ク中、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を、「被害者または配偶者暴力防止法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」に改め、次ですけれども、同号ク（ア）の中の「第3条第3項第3号」の次に、「(配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場

合を含む。)」を、「第5条」の次に、「(配偶者暴力防止法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加え、次ですけれども、同号ク(イ)の中で、「第10条第1項」の次に、「(配偶者暴力防止法等第28条の2において準用する場合を含む。)」を加えるといった入居者の資格にかかる改正でございます。この条例につきましては、平成26年1月3日からの施行ということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

下村委員。

下村委員 わかるんですけども、結局、婚姻されてない同居ということで、内縁の妻ないし夫ということで、それで暴力を受けた場合もこの市営住宅に入居する権利があるということですね。まあそれはそんでよろしいんですけど、まあいろんな条件があって、生活保護者とかを受け入れるということも記載されていますけれども、現状は市営住宅、1つもあいていないですね。ということは、こういう方が申し込まれても断るしかないです。そういうことですね。あいた場合に、そういう方が何名かおられたら、5名なら5名がおられて抽選でということですね、現実ですね。ちょっとそれだけはっきり聞いとこうと思ひまして。

矢間部長。

矢間都市整備部長 下村委員のご質問にお答えしたいと思います。もちろん、入居者資格なので、あきはもちろんございまして、そのときに何人かまた募集しますけれども、そのときに何人かおられましたら、また抽選で入居していただくということになると思います。

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号の議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第58号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては分割付託されておりますので、本委員会の関係部分につき提案者の内容説明を求めます。

河合産業観光部長。

河合産業観光部長 おはようございます。産業観光部の河合でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程をされております、議第58号、平成25年度葛城市一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入歳出の補正予算につきましては、全体といたしまして歳入歳出それぞれ1億1,178万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億3,490万1,000円とするものでございます。

分割付託をされております当委員会の所管にかかる部分につきましてのご説明を申し上げます。なお、人件費の補正につきましては、総務文教常任委員会の方で付託案件となっておりますので、省略をさせていただきます。補正予算書の補正予算事項別明細書の21ページをお願いいたします。歳出から説明を申し上げます。

5款の農林商工費の3項商工費でございます。2目の観光費でございます。このうちの19節の負担金補助及び交付金の91万3,000円の補正のうち、観光振興補助金でございます100万円の追加でございます。これにつきましては、一応観光協会への補助金でございます。これにつきましては、歳入において追加の補正を行っております、持続的観光パワーアップ補助金の県単事業が採択されたことによりまして追加をするものでございまして、事業費の総額につきましては200万円でございますが、既定予算が100万円を持っておりますので、それを合わせて事業を行うものでございます。内容といたしましては、既に7月のけはや法要や、またわんぱく相撲ということで7月に実施をいたしました。それと、11月の小学生の相撲大会、また翌年の1月の4日から6日までの相撲体験等があるわけございまして、それにかかわりましての追加の補正ということになっておるところでございます。

次に、3目の相撲館費でございます。これの需用費の光熱水費でございます。11万円の追加でございます。今年の電気料金の値上げによりまして追加となっておりますのでございます。

次に、6款土木費でございます。2項の道路橋りょう費、道路新設改良費でございます。2,000万円の工事請負費の追加を行うものでございます。本件につきましては、市道金村線におきまして、今年の大雨によりまして道路が洗掘、陥没いたしましたため、その復旧とともに排水路の早期整備が必要となったものでございます。また、計画途中となっております市道弁之庄2号線において、この道路に接する宅地におきまして住宅が建設されることになり、隅切りを含む道路用地の協力が得られることになったため、道路側溝を早急に整備する必要となったものでございます。さらに、市道當麻街道木戸北口線におきまして、最近の大雨で水路が溢水しまして、隣接の民家が浸水したため、ブロック塀または門柱に被害を及ぼしている状況でございますので、早急に水路の改修を行うというものでございます。

次に、23ページでございます。4項の都市計画費の都市計画総務費でございます。需用費で13万8,000円の追加を行うものでございます。これにつきましては、先ほども説明申し上げましたように、電気料金の値上げに伴います追加となっておりますのでございます。

次に、5項の住宅費でございます。住宅管理費でございます。このうちの需用費の70万円の修繕料の追加と、それから委託料の110万円の減額でございます。それと、工事請負費の

70万円の追加についてでございます。これにつきましては、公営住宅の長寿命化計画策定委託料を契約額に合わせた減額を行うとともに、急遽緊急対応が必要となったトイレ改修等の修繕費、工事請負費を追加させていただくものでございます。

次に、歳入に移らせていただきます。事項別明細書は8ページをお願いいたします。

歳入の14款の県支出金、2項の県補助金でございます。4目の農林商工費県補助金でございます。100万円の追加となっております。持続的観光パワーアップ補助金が100万円の追加となっておりますのでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 今、河合部長から説明をしていただきました。主に人件費の補正ということであるわけでございます。12月補正ですんで、一応決算見込みといたしますか、いわゆる繰越しがかなりされておる、そういうふうなことで、繰越しについてもお聞きをしていきたいというふうに思います。

まず、農林関係ですけれども、繰越しがかなりされとるわけですが、この繰越しの事業について、ほぼ完成できておると思われるんですが、それは完成できてるのか、まだ未完成の分があるのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 おはようございます。農林課の池原でございます。よろしくお願いいたします。

本年平成25年度の繰越し事業につきまして、工事関係につきましては、全て入札の方は終わっております。

以上でございます。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 一応入札も全部終わっておると。完成はしてないということですよ。平成25年度については、一応今の段階で繰越しの見込みがないのかどうか。まあ順調に進んでいるということであらうですか。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 ただいまのご質問ですけれども、今年度繰越しました工事につきましては、3月末で全部竣工する予定でございます。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 わかりました。

それで、建設課の関係ですけれども、まず22ページ。今説明していただきましたけれども、道路新設改良費の工事請負2,000万円の内訳ですけれども、今、弁之庄という話も出てきましたけれども、もう一度どういう工事箇所か説明願いたいというふうに思います。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしくお願いいたします。

弁之庄2号線につきましては、先ほど部長が説明申し上げましたように、道路に接します宅地におきまして住宅が建設されることになりました。このことによりまして、前後南側の方で、以前新庄町時代ですけれども、道路の拡幅の工事が計画されまして、一部道路が拡幅されておられるところがございます、今住宅の建設が計画されております部分につきましては、まだ拡幅がされておらないという状況でございます。この部分につきましては今回住宅が建設されるということで、用地の協力が得られるということがございましたので、道路の部分の自由勾配側溝を整備するという工事を計画しておるところでございます。

以上です。

岡本副委員長 ほかは。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 金村線につきましては、先ほども申し上げましたように、大雨によります道路への影響がございましたので、道路の復旧の部分と、あと排水路の計画の整備という形で考えておるところでございます。また、市道當麻街道木戸北口線につきましては、木戸地区におきまして、最近の大雨によりまして水路が溢水するというような状況でございましたので、隣接の民家に浸水というような形の被害を及ぼすということの中で、その分につきましても早急に水路の改修を行うということの中で、工事を整備、計画しておるところでございます。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 一応今の話では、弁之庄につきましては用地の協力が得られたということで工事をするということの補正ということですよ。わかりました。

それと、ちょっと気になるんですけど、この中で地方債1,900万円を組んでると思うんですが、地方債補正を見ますと、恐らく合併債にされていると思うんですが、小さい金額ということはないんですけども、2,000万円の道路建設費、これに対して特例債を組まれておることなんですが、いわゆる特例債、これもやはり借金ですんでね、こういう小さいものまで特例債に組み入れるのがええのかどうかというのは私はわかりませんけれども、できるだけ単年度で執行できる分については単年度で執行すべきと違うのかなというふうな思いもするんですが、どういう形で特例債を組まれたのか、ちょっと教えてほしいというふうに思います。

西井委員長 杉岡副市長。

杉岡副市長 いろんな考え方がございます。現に平成24年度におきましての余剰金も、現在8億円程度予定をしておるわけでございます。しかしながら、今現在の財源の伴う分につきましては、やはり有効に活用させていただくために、わずかな部分につきましても特例債の利用をさせていただくというふうに運営をさせていただく、このように考えております。

以上でございます。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 副市長の考え方もそれは正しいと思うんですが、やはりこれから大きな事業を抱えていっているということの中で、できるだけ、今おっしゃったように繰越しが7億円、8億円あるとするならば、わずかと言うたら失礼になるかわかんけども、2,000万円ぐらいは単

年度で消化できると私は思われるわけですね。ですから、その特例債というのは、もっと大きな事業に充当すべきじゃないかな。そら特例債、間違いではないと思いますけども、やはり将来のことを考えた段階で、余りそういう起債に頼らないというか、そういうふうな方法でやっていただけたら一番ありがたいなど。間違っただけは決してやっておらないというのはよくわかりますよ。ですけども、将来を考えていってね、やはり大きな借金を残していく、やっぱり積み重ねをしていった段階で、じきに1億円、2億円になってくる。ですから、そういう繰越しがあるとしたら、できるだけそういうふうにしていただきたい。まあこれは要望としときます。

それから、すみませんねけども、建設課の中で農林商工費と同じく、繰越しをかなりしてるんですが、その繰越しの執行状況について、おのおの、国鉄・坊城線、あるいは地域活性化、尺土の駅前があるわけですけども、それでちょっと経過を教えてくださいたいのと、それから、平成25年度の決算見込みがどうなっているのか、お聞きをしたい。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 尺土駅前事業につきましては、繰越しが委託費、工事費、また用地補償費ということで繰越しをさせていただいておるわけでございますけれども、執行できるような形の中で努力をさせていただくというような形でもよろしく願いいたしたいと思っております。また、国鉄・坊城線につきましては、これも委託工事費、また工事費、用地費を計上、繰越しをさせていただいておるわけでございますけれども、委託工事費につきましてはJRの工事が絡んでおるわけでございますけれども、これも執行に向けて努力をさせていただくというふうな形で、今取り組んでおるところでございます。また、地域活性化の道の駅の事業につきましても、委託費、また工事費、用地費というような形で計上させていただいておるところでございますけれども、道の駅の地域活性化事業につきましては、ほぼ執行できるかなというような形で、今取り組んでおるところでございます。

以上です。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 課長答弁していただきましたけども、もう今12月、もうきょうは17日になつとるわけで、いわゆる繰越しをされた形の中でね、今おっしゃるように努力していただくというのはありがたいと思いますけども、現実として、今課長がおっしゃったように、それぞれ事業の中で繰越しされているわけやから、実際に執行した金額がどのくらいになっているのかということも教えてもらわないと、なかなか、繰越しということで一生懸命やっていることはよくわかりますけどもね、執行の状況がどうなっているのか、それに伴って新年度、新年度というか当年度、平成25年度、この事業はもうかなり予算が張りついておる。ところが、実際の執行がどうなつとるのかということも、繰越しと平成25年度と合わせた中で説明していただいたら一番ありがたいかなということで質問させてもらっておりますので、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課の石田でございます。よろしく願いいたします。

尺土駅前事業につきましては、委託費500万円を繰越しさせていただいておるところでございますけれども、これにつきましては、駅前のサイン計画等346万5,000円というような形で執行させていただいておるところでございます。工事費につきましては、1億1,520万円ということで予算を持っておるところでございますけれども、これにつきましては、今現在は1,100万円の執行残というところがございます。これにつきましては、残り、橋りょうというような形の中で工事の内容の予定を組み込んでおるところでございます。用地費、補償費につきましては、2億5,000万円ほどの用地費、補償費を組んでおるところでございますけれども、これにつきましては、今のところの執行額では1,300万円程度の執行というような形の中で、今後、先ほど申し上げましたような用地の獲得につきましては努力させていただくというところでございます。国鉄・坊城線につきましては、委託工事の中で2億43万7,000円というような形の中で予算を持っておるところでございますけれども、これにつきましては、JR西日本の協定の工事の中で1億2,600万円というような形の中で今年度の協定額を結んでおるところでございますけれども、最終、これも清算というような形になりますけれども、それに見合う執行を目指しておるところでございます。また、用地補償費につきましては、1億4,400万円というような形の中で、用地、補償と合わせた中で執行を予定しておるところでございますけれども、今現在の執行につきましては、1,900万円ほどの執行でございますけれども、来年早々に契約を予定しておるところが、1億2,000万円ほどの執行を予定しておるところでございます。あと、地域活性化につきましては、今現在、委託につきましては6,500万円の執行をいたしておるところでございますけれども、これにつきましては7,900万円の繰越しの予算額を持っておるところでございますけれども、今後執行につきましては、基本設計、実施設計、建築の方がございしますので、そちらの方の執行を見ておるところでございます。なお、工事につきましては、今のところ執行額はございませんけれども、工事に向けて計画をいたしておるところでございます。用地費につきましては、現在3億9,000万円の予算を持っておるところでございますけれども、用地費につきましては、2億5,500万円の執行を今現在しておるところでございます。あと残りにつきましては鋭意努力をさせていただいておるところでございます。あと、契約の部分につきましては、その分、予算に見合うような執行を進めさせていただきたいというような形で思っております。よろしく申し上げます。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 課長の方から説明いただいたわけですが、道路建設改良費、これが触れられてないわけですが、この分については舗装ということですので、恐らく完成できるとはなかなというふうに思います。それと、尺土の駅前、繰越し額3億7,900万円ということで、なかなか繰越し額に実際の執行額がついていないように思います。用地、補償につきましても、ちょっと私、聞き逃したんで、1,300万円て聞いたんですけど、ちょっと金額が違るとかわからへんけども、これも恐らく半分、2分の1も消化できてない。それから、国鉄・坊城線、この分についても、JR分、あるいは用地、補償という形になつても、今の課長の説明であれば恐らく用地の金額だけであろう、補償については未執行であ

ろうかなというふうに思います。それから、まち公、この中で、道の駅と、このまち公の部分、それと二上神社口、分けてしとるわけやけども、今、二上神社口については恐らく執行はゼロではないかなというふうに思います。12月4日の道の駅のところで、部長の方から、70%用地買収ができてますよという話があったわけですね。その中で、繰越しの金額、あるいは平成25年度の金額を合わせていって、今課長の話では繰越しの話を説明してもらったと思うんですね。平成25年度の執行はまだ説明を聞いてないわけですけども、この辺と合わせていってね、繰越しは制度上できると思うんですが、やはり基本的には事故繰りしはできへん。今12月の17日になってこういう状態であるということになれば、不要額、私はある一部の職員に聞きましたけども、補助金返すんちゃうか、補助金は返してまへんねん、補助金もうてまへんねん、仕事せえへんかったらもらわへんの当たり前やないか、今の感覚はそういう感覚になつとる。事業をせんかったら国から補助金は入ってけえへん、そら当然のことや。せやからもうてません、返してないんです、返してないてどういうことやねんていう会話をしたこともありますけどもね、余りにも繰越しをしてね、簡単に、使えんかったら国に不要で落としますよということを職員がそういう考えになつたら、何ぼこれ繰越しをしていったって、なかなか事業は進まない。私は毎年、事業を1年やめたらどうやねん、職員の能力にも限度がある、1年間で2年分の仕事をせなあかん、できまへんやろ、ということできつと申し上げてきました。しかしながら、なかなか私の意見は通りません。で、毎年繰越しされてくる、繰越しされたら執行できません、補助金は不要で落とします、こういうことでね、毎年毎年こう進んできたら、本当にこの市内のまちづくり、どういうふうになっていくのかな、私は不安を感じるわけです。ですから、根性悪で聞いとんのやなしに、本当に繰越しするということは、次年度で執行ができるということが大前提やと思うわけですね。余り私こういうことを聞いたら、職員に根性悪しとるんかいとしかとられんわけやけど、そういうことやなしにね、全体としてよく考えた中で執行していただきたい。まあもう平成25年度の見込みは聞きませんが、恐らくこのままいったら繰越しの分を消化するだけで、実際の当該年度、これは手をつけられへん、これは当然のことやと思います。また恐らく大きな繰越しになるのではないかな。ですから、平成26年度、予算編成をもうされていると思いますけども、まあできたら、こういう事業については1年間休憩をして、前年度の処理をしていくと、こういうふうな方法でもらったら一番ありがたいなと、これはもう要望だけしておきます。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第58号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第61号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川上下水道部長。

吉川上下水道部長 おはようございます。上下水道部の吉川です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご提案いただきました、議第61号、平成25年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億9,922万9,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算から説明をさせていただきます。事項別明細書の5ページをお開きください。1款総務費の1目一般管理費でございます。11節の需用費といたしまして、22万9,000円の追加でございます。これにつきましては、電気料金の値上げによる増額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明を申し上げます。4ページにお戻りください。3款の繰入金でございます。1目の一般会計繰入金といたしまして、22万9,000円の繰入れとなっております。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 よろしいですか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第61号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第63号、平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

矢間都市整備部長。

矢間都市整備部長 それでは、議第63号、平成25年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出それぞれ110万円と定めさせていただこうとするものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、3ページをごらんください。本件につきましては、公債費の全額繰上償還を行うため補正をお願いするものでありまして、2款公債費、1項公債費では、1目元金では26万5,000円の元金償還の追加を行っております。3目公債諸費につきましては、3万5,000円の補償金の追加を行うものであります。以上、歳出合計30万円の追加となっております。

続きまして、歳入につきましてご説明します。上段の方にあるんですけども、1款諸収入、1項雑入、1目雑入といたしまして、貸付金回収管理組合からの配分金といたしまして3万5,000円の追加をさせていただいております。2款繰越金につきましては、前年度繰越金26万5,000円の追加となっております。以上、歳入合計が30万円の追加となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくご説明申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 今部長から説明していただきましたけども、この中で、歳入の関係で貸付金の回収管理組合配分金3万5,000円の入に対して、出が30万円ということになっというわけですけども、恐らくこれは前年度の繰越金を充当しているということは、市の金というんか、一般会計から繰入れているんやと思うわけやけども、その辺の考え方、これは個人の繰上償還やなしに市が借り上げとる、この金を返していくということになるんですか。

西井委員長 矢間部長。

矢間都市整備部長 1名の方につきまして昨年全額繰上償還していただいておりますので、その分の繰上償還でございます。それを繰越したということでございます。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 今部長の話では、前年度に繰上償還したやつを繰越しをして本年度で返すと、こういうこと。何でそうなるん。

西井委員長 矢間部長。

矢間都市整備部長 繰上償還が3月になりましたので、ちょっと時期が間に合いませんでしたので、今年度になったということでございます。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 結局、個人からの繰上げが3月の末になったということやから、当該年度にできへんかったということであつたら、もつとはよ補正せなあかんのちゃいまんのか。もう既に3月に入ってまんねやろ。もう12月ですやんか。ちょっとその辺がわし、ようわからんねや。何

でその時期になんのか。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 建設課、石田でございます。

今部長が申し上げましたように、平成24年度で一部滞納の債権の部分が、その分が償還されたということに伴いまして、平成24年度で一部の繰上償還をさせていただいたわけでございますけれども、その分で、まだ繰上償還の部分が公債費としては残っておったわけでございますので、その分を繰越しさせていただいて、平成25年度で、一部公債費の貸付償還金につきましては今年度で終結するというような形の中で繰上償還をさせていただくものでございます。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 先ほど聞いたように、平成24年度の末に繰上償還があったわけですよ。それで今補正に上げてきているということやな。1つは、何で今の時期に上げますんや。例えば3月に入るとしたら、補正というのはできるだけ早いときにするわけや。例えば6月でもできる時期であったわけやんな。そういうことをちょっと聞いとるわけやねけども。

西井委員長 石田課長。

石田建設課長 今ご指摘のとおり、繰越しというような形の中で、見込みという形の中であれば、ご指摘のように6月、9月というような形の中で執行をできたというような形で考えておりますけれども、定期償還の月というような形の中で考えておりますので、これも、繰上償還につきましては予算をお願いして償還をしていくというような形になりましたので、この12月の時期になったということで考えております。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 償還時期に合わせて補正したということやんな。償還は恐らく3月になると思うわけやけども、それで3月には間に合わん。せやから12月にしたと、こういう解釈でええわけやんな。

それともう一つ、1名繰上償還があったということやけども、政府資金を借り取るわけで、直接市が借金しとった残金については一応これで全部解消になる。後は回収組合から入ってくる。歳入では受けるけども、基本的に歳出はなくなると、こういう解釈でええわけですね。わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第64号、平成25年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川上下水道部長。

吉川上下水道部長 上下水道部の吉川です。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまご提案いただきました、議第64号、平成25年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。補正予算の主な内容といたしましては、電気料金の値上げによります増額補正をお願いしようとするものでございます。第2条の収益的収入及び支出でございますが、支出の第1項営業費用で718万5,000円の増額をいたしまして、第1款水道事業費用の総額を6億4,963万3,000円にしようとするものでございます。

それでは、収入、支出の見積もり基礎に基づきましてご説明を申し上げます。6ページをお開きください。収益的支出でございます。1項営業費用の1目原水及び浄水費で、12節の光熱水費でございます。各取水先の街路灯及び電灯の電気代で5,000円の増額でございます。同じく21節の動力費でございます。新庄浄水場内、兵家浄水場内の電気代及び各取水池のポンプ等の電気代として、550万円の増額をお願いしようとするものでございます。次に、4目の総係費の12節の光熱水費でございます。竹内浄水場管理棟及び急速ろ過器等の電気代でございます。168万円の増額補正をお願いしようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 よろしいですか。質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第64号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第1号、(仮称)道の駅かつらぎ整備促進に関する請願についてを議題といた

します。

まず、お手元に追加資料を配付させていただいておりますが、これについて事務局より説明をお願いいたします。

寺田局長。

寺田事務局長 お手元の資料、(仮称)道の駅かつらぎ整備促進に関する請願についてをごらんください。これにつきましては、請願文書表の2枚目にありました請願者の住所及び氏名に記載されております請願者人数について、事務局より補足説明いたします。

平成25年12月6日付で受理いたしました時点におきまして、請願者である請願書要件を満たしている者の人数は196人となっております。それ以外に署名をいただいておりますが、請願書要件を欠く者の人数が81人おられました。なお、請願書の記載事項等の要件につきましては、葛城市議会会議規則で規定しております。内容を読み上げます。葛城市議会会議規則第139条第1項、「請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。」と規定しております。そのために、押印等が漏れていたことにより、請願書の要件を欠く者が81人おられました。

以上で説明を終わらせていただきます。

西井委員長 次に、本請願の紹介議員であります下村委員に、請願の趣旨説明をしていただきたいと思っております。

下村委員、よろしく願いいたします。

下村委員 私が紹介議員ということでございますので、請願の要旨を朗読させていただきたいと思っております。その前に、請願者の住所及び氏名ということで、ここに記載されております5名の方々がおられます。葛城市董●●●●、●●●●氏、葛城市中戸●●●、●●●氏、葛城市太田●●●、●●●●氏、葛城市寺口●●●●●、●●●●氏、葛城市竹内●●●、●●●●●氏ということでございます。

請願の要旨といたしましては、葛城市は、自然環境と歴史・文化資源並びに農商工業の資源が豊富にあり、これらの資源を活用し、地域の活性化を推進していくには、農業者、商業者、工業者がお互いに連携しながら6次産業化を図る新しい産業の創造が不可欠であり、道の駅の設立が非常に重要な役割を担っていると考える。新市建設計画の中でも、地域活性化を推進するため、新たにその拠点施設の整備を行うと位置づけられており、太田南交差点から道の駅へのアクセス道路の確保、渋滞緩和を強く要望し、市民への道の駅の整備の周知を十分に図られ、魅力ある道の駅の整備をより一層推進されたいということで、請願いたしております。よろしく願いいたします。

西井委員長 ただいま説明いただきました本請願に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 今、紹介議員から請願の内容を説明していただいたわけでございますけれども、些細なことですけれども、この請願書が早急につくられたということですので、どういうきっかけ

でつくられたのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

西井委員長 下村委員。

下村委員 何か急につくったようなあれなんですけれども、基本的に、これは新市建設計画の中、もう10年近くなりますけれども、私はその当時、合併協議会の一員として参加いたしておりました、そのころから予定されていた地域の活性化事業ということで、南阪奈道路の入り口付近、こちらから行きますと左側に、農業また商工業の活性ということで予定されておりましたので、それに基づいて請願を出したということでございますので、何ら急につくったとかそんなことじゃなしに、基本をここに記載して請願をいたしたと、そういう次第でございます。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 急にという表現は悪かったかしりませんが、何かこう、12月の2日か3日か4日かぐらいですか、それに回られたということを知っていましたんでね、そんな言い方をしたんです。今おっしゃるように、その新市の建設計画に載っているわけですけども、新市の建設の中では、私は言いますように、今の計画されているところは地場産業振興ゾーン、これはもう初めから私は言うてるわけでございますね、せやから、そういうことの中でこれは進められてきた。で、今こう出てきたからね、何でこう出てきたのかなど。ほんで、ちょっとしょうもない質問かわからんけどさせてもうた、こういうことなんですね。せやから、今下村委員であれば、新市建設計画、合併のときからあったやないかと、せやから、当然これは当初から計画しておったと、こういうことですよ。

西井委員長 下村委員。

下村委員 今、岡本副委員長から言われとるとおり、今に始まったことではなく、もう10年も前から予定されていたという事実はございます。また、なぜかと言いますと、やはり私も推進しているんですけども、もう来年、平成27年3月末までには開業ということで、非常に時間的に迫っているという事実はございます。以前の委員会で、土地の買収も私は心配していたんですけども、ほぼ70%以上はもう買収に至っているということと、今、会社設立委員会でいろいろ審議は、いろんな意見を出されていると思うんですけども、会社を設立して今後の経営をされるということで、我々は余りその中には関知はしたくないんですけども、とりあえず平成27年3月31日ですか、3月末までには開業できるように、理事者は頑張っていただけ、また我々も何か手助けできたらということで、こういう請願書をつくったわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 それぞれ考え方はあると思うんですけども、今、下村委員がそういう発言をされました。今、私は繰越しの話もさせていただきました。確かに、12月の4日に矢間部長から、70%買収ができてるといことも聞きました。しかしながら、繰越金額、それから見ていつて、70%できてるといものの、金額の執行がついていってないんじゃないかなというふうにも思っておるわけでございます。今、下村委員がおっしゃるように、平成27年3月完成、これはまあ我々も聞いているわけですから、今の状態で、経営分析なり、あるいは建物の施

設の規模、あるいは道の駅の利用の状態、こういうふうなものも、前の一般質問を見てみても、なかなか今現在で定まっておるような回答ではなかった。そういう中で、本当に平成27年3月を目標にしてできるかどうかということもありますんでね、私はその辺にちょっと疑問を持つとるんで、いろんな話を聞かせてもらっていると、こういうことなんです。議員がどういうふうにしてはるか知らんけども、恐らく、もう今平成25年、もうしまいですんでね、正味あと1年、果たしてできるのかなというふうな感じも持っております。

それと、今、中を見させてもってますねけども、この中で、署名してもらっている中でね、区長さんの角印がたくさん、たくさんと言うたら失礼やけども、多くの区長さんがついておられる。恐らく、区長の角印というのは、地元の区民の皆さん方にきちっと説明した中で私はされているんじゃないかなと思いますねけども、私も2、3区長に聞きましたけども、区民には説明してない、区長として判を押したというふうなことも聞いておるわけがございますし、またこの中には、ワーキング会議、あるいは検討委員会というような形に入っておられる、あるいはまた指定管理になっている當麻の家とか、あるいはまた金融機関の方もいておられるというようなことになってくると、どういう形で署名を集められたのかなというふうな、疑問を持っていると言うたら失礼な言い方になりますけども、そういうようなことで、どういうふうな形で集められたのかな。中身をきちっと説明していただいて、もらっておるとは思いますけども、その点、下村委員、どうですか。

西井委員長 下村委員。

下村委員 私が紹介議員になっておりますけれども、私が1軒1軒回ったわけではないんで、1つの団体、また、例えば区長会は区長会の役員さんをお願いしながら説明をしてもらって、署名、捺印ということで回ってもらっておりますんで、詳細なことまで私に聞かれても、ちょっとわかりかねるところがあります。

西井委員長 岡本副委員長。

岡本副委員長 下村委員も紹介議員ということで、自分で回られたということはないんでね、そらまあ、そんな詳しいことはご存じないかもわかりませんが、この内容を見てますとね、何かこう、心安い人が来られて、ここへ押してくれというふうに押された人も何人かおられるのかなあと、まあこれは感じなんですんでね、あんまり失礼なことを言うたら叱られますんであれですけども、そういう感じも受けるということを私は申し上げているわけです。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 よろしいですか。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

岡本副委員長。

岡本副委員長 私は今言いましたように、この請願の受領については反対の立場で討論していきたいというふうに思います。

私は、この新道の駅の事業の構想を知ったというのは、平成22年7月の所管委員会で、ワ

ワーキング会議を発足させて協議を願っておると、こういう説明を受けたわけでございまして、このときには地域活性化事業道の駅として事業費が10億円、社会資本整備事業費として国の補助で55%の補助金が出るんだということで計画していると、こういう説明を受けてきました。その後、平成23年3月に、基本調査の設計をコンサル会社に発注されました。これが837万9,000円で契約された。これは恐らく全体的な基本調査がされたんであろうというふうに思います。この段階で、設置場所はまだ確定してませんという話がありました。平成23年7月に、初めて施設の配置計画が示されてきました。同じ年の9月の所管の委員会で、運営主体がまだ決まっていませんよと。私は言いますのは、この計画場所は地場産業振興ゾーンと位置づけをされていますよ。これはまさに商工会として合併前にいろいろと議論して、商工会としての地域活性化委員会、ここでいろいろと協議をされてきた。この山麓地域の開発について商工会は商工会でされてきた。そういう計画の中で、現在の商工会の土地を取得されたというふうに私は思っておりますし、合併後の平成18年の都市計画マスタープラン、山麓地域整備計画の中で、城はありませんけども、城を中心とした地域に貸し農園、あるいはクラインガルテンと花の里の計画の中にも、農産物の直売所、これはもともと設置してあったわけです。地域の活性化を図れるということで、現在の新道の駅の建設予定地、これは先ほど言いましたように地場産業振興ゾーンということでもありますんで、商工会が計画された南阪奈道路インターチェンジ付近に商工会館、あるいはホテル、セレモニーホールというような施設が建設される地域であるというふうに思っております。農産物の直売所等につきましては、やはり先ほど言いました当初計画、ここで設置されるべきだというふうに考えております。また、平成23年10月、仮称ですけども、株式会社新道の駅かつらぎ発起人代表という形で、商工会、あるいは農政活性化推進協議会の代表者の面々によりまして、設立要望が市に提出されたわけでございます。このときに、経営分析として、農産物の直売所、農産物の加工センター、商工プラザ、レストラン、こういうふうに分けて出てこられた。このトータルが年間9億5,000万円ありますよということで出てこられた。ところが、葛城市内で農産物が本当にこんだけの出荷が見込めるんかどうかということは、私は不安材料にも思っております。ワーキング会議で新道の駅の設置場所を決定された。この委員会で場所の検討というのはされておられません。一方通行であるというふうに私は思っております。このために、施設の規模、あるいは配置計画、あるいは進入路の解消というのは、いまだに決まっておられません。農産物の出荷や販売の見通しもまだ決まっておらない、この中で用地買収が進んでいる。ほんで、先ほども出ていますように、全体面積3.3ヘクタールのうちの70%が契約済みであるというふうに聞いておるわけでございまして、私は、この用地買収が急に進んだなというふうにも思っております。当初計画の用地は進んだ中で、私は、県との協議がきちっとできてあるのかなというふうにも不安を持っております。県の協議があらいと違うのかなというふうにも不安も持っております。私は何を言いたいかというと、この9月の委員会の際に、図面、回収されましたけども、図面を見せていただきました。今までは、レストラン、あるいは観光プラザ、あるいは直売所ということで分かれとった。それがちょっと私の見間違いかしらんけど、1つの建物に集約されている。何でこうなったのかなというふう

にも思っております。これは私の個人的な考えですけれども、恐らく、公園用地部分と道の駅の部分に分かれたん違うんかなと。もし、公園用地部分として購入されたのであれば、目的の加工所、直売所が私は建たないというふうに思っております。公園用地の場合につきましては、公園に附属する建物は全体面積の2%と、これはもう上限が決まっておるわけです。そういうことも私は心配をいたしておるわけでございます。また、先ほど下村委員から紹介がありましたこの請願書の中ですけれども、先ほど言いましたように、区長会、あるいは商工会、あるいはワーキング会議、あるいは検討委員会、こういう人たちが多く署名されておるといことでね、大変失礼な言い方ですけれども、本当に内容をきちっと説明されて署名していただいたのか、あるいは、依頼された人によって、まあ署名をするわというふうにされたんか、失礼な言い方をして悪いですけれども、そういうふうなことが見受けられるん違うんかなということですのでね、こうした状況の中で、(仮称)道の駅かつらぎ整備促進に関する請願を承諾すべきでないというふうに私は考えます。

以上で反対討論を終わります。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

下村委員。

下村委員 ただいま上程されております請願第1号、(仮称)道の駅かつらぎ整備促進に関する請願について、賛成の立場から討論を行います。

地域活性化事業が、新市建設計画において、官民一体となって地域活性化を推進するための事業であるとされていますが、現在市によって建設を予定されている道の駅につきましては、建物等にかかわるハードを市で建築し、運営にかかわるソフト面については、(仮称)道の駅かつらぎ設立準備会において行っておられ、まさに官民一体となって進めておられる地域活性化のための事業であります。建設予定地については、現在は交通渋滞等の増加が問題になるとされてはおりますが、裏を返せば、それだけの交通量があり、道の駅を利用する顧客を獲得するには絶好の場所でもあると言えるわけでございます。こういった場所において道の駅が整備されることによって、新鮮な農畜産物や地場産の商工業品を販売できることは、生産者の立場からは、商品の出口が増えるということで個人所得の向上につながりますし、市の立場においても、所得向上による税収の増加が見込めるということになります。一方で、個人消費者にとっては、地産地消を言われている昨今ですが、新鮮で安心・安全な食品等を手に入れることのできる場として、また交流の場、憩いの場として利用いただける場所ではないかと思えます。事業手法としては道の駅を選択されましたが、他の事業手法であった場合に、道の駅以上のPRのできる施設があるかを考えましたところ、一般的に公園施設や直売所といったものでは、市内外に対するPR度が全く比べ物にならないものであります。今後は、この道の駅という事業手法を有効に利用いただいて、メディア等も通じて十分に葛城市をPRしていただき、地域活性化につなげられるよう、この事業を推進していただきたいと考え、以上をもちまして私の賛成討論といたします。

以上です。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。
これより請願第1号を採決いたします。
本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

ただいま採択することに決定しました請願第1号につきましては、理事者に送付し、その処理の経過と結果を請求いたしたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 異議なしと認めます。よって、請願第1号は理事者に送付し、その処理の経過と結果を請求することにいたします。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日、当委員会に付託されました6議案について慎重審議いただきまして、どうもありがとうございました。

これをもって都市産業常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時58分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

都市産業常任委員会委員長

西 井 覚